

千葉市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会 議事録

1 日 時：平成22年8月3日（火） 午後7時00分～午後8時00分

2 場 所：千葉市総合医療センター4階 会議室

3 出席者：(委員)

布施 貴良 委員、高山 功一 委員、板谷 喬起 委員、入江 康文 委員、宗 永元 委員、
西島 浩 委員、林 國春 委員、古山 陽一 委員、矢澤 孝文 委員

(事務局)

西山 高齢障害部長、矢部 障害者自立支援課長、大塚主幹、田口福祉係長、
高野、秋山、三澤

4 議 題

(1) 分科会長の選任について

(2) 会長職務代行の選任について

(3) 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医に関する審査基準（内規）の改正について

(4) 平成21年度の身体障害者手帳の交付状況及び平成22年4月1日以降の肝臓機能障害の手帳交付状況について

(5) 平成21年度の主たる市単独事業による身体障害者福祉施策の実施状況について

5 議事の概要

(1) 分科会長の選任について

委員の互選により、入江委員が会長に選任された。

(2) 会長職務代行の選任について

会長の指名により、林委員が会長職務代行に選任された。

(3) 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医に関する審査基準（内規）の改正について

審査基準（内規）の改定について、事務局から改正案を説明し、出席委員の多数の賛同により、承認を得た。

(4) 平成21年度の身体障害者手帳の交付状況及び平成22年4月1日以降の肝臓機能障害の手帳交付状況について

議題について、資料により事務局から説明を行ない、質疑応答が行われた。

(5) 平成21年度の主たる市単独事業による身体障害者福祉施策の実施状況について

題について、資料により事務局から説明を行ない、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

【問い合わせ先】

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

TEL 043(245)5173

FAX 043(245)5549

(別紙) 千葉市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会 会議経過

開 会
(大塚主幹)

定刻となりましたので、ただ今より千葉市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、障害者自立支援課主幹の大塚と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、本日の分科会は、委員定数 11 名のうち、現時点で 8 名の出席をいただき、過半数を超えておりますので、千葉市社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項により会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日の議事録は千葉市情報公開条例等の規定により、公開、公表することとなりますので、あらかじめご承知願ひます。

次に会議に入る前に、本日、卓上に事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

1 点目として、次第、2 点目として、委員名簿、3 点目として、席次表、4 点目として、資料 1 「身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の指定医に関する審査基準（内規）の改正について」、5 点目として、資料 2 「平成 21 年度の身体障害者手帳の交付状況及び平成 22 年 4 月 1 日以降の肝臓機能障害の手帳交付状況について」、6 点目として、資料 3 「平成 21 年度の主たる市単独事業による身体障害者福祉施策の実施状況について」、7 点目として、参考資料 1 「根拠法令等」、この他にメモ用紙を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。おありの場合は、事務局までお声掛けをお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、高齢障害部長の西山より、ご挨拶申し上げます。

挨 拶
(西山部長)

皆さまこんばんは。高齢障害部の西山でございます。

本日は大変お忙しい中、また夜分お疲れのところ、千葉市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃より本市の障害福祉行政に格別なご協力をいただいておりますこと、この場をお借りて改めて、厚くお礼申し上げます。

さて、本分科会は、社会福祉法に規定されております社会福祉審議会の専門組織として、身体障害者福祉に関する事項を調査・審議していただくものですが、この度の任期満了に伴う一斉改選によりまして、委員の皆様は今後 3 年間、専門分科会委員をお願いすることになるところでございますが、委員の皆様には、千葉市の身体障害者福祉に関わる諸般の問題につきまして、専門的なお立場から、ご意見、あるいはご指導をいただき、本市の施策に反映して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお本日は、「身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の指定医師に関する審査基準の改正について」ご審議をお願いするとともに、「平成 21 年度の身体障害者手帳の交付状況」等についてご説明させていただきますたいと考えております。

委員の皆様には、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願いして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

委員紹介
(大塚主幹)

続きまして、本日は社会福祉審議会の委員改選後、初めての会議となりますので、お手もとの委員名簿に沿って、分科会委員をご紹介しますさせていただきます。

事務局紹介 (大塚主幹)	<p>【 委員方紹介 】※紹介中に千葉市医師会(耳鼻咽喉科)の宗委員が到着(出席者9名となる。)各委員より、一言挨拶</p> <p>【 事務局職員紹介 】 各職員より、一言挨拶</p>
(大塚主幹)	<p>それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議の進行にあたり、議長を務める会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまで、所管部長である高齢障害部長の西山が仮議長として進行するというところでよろしいでしょうか。</p>
(委 員)	<p>[異 議 な し]</p>
(大塚主幹)	<p>ご異議がないようですので、西山部長を仮議長として議事を進行させていただきます。</p>
(西山部長)	<p>それでは、分科会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。 会長の選出は、千葉市社会福祉審議会運営要綱第2条第2項の規定により、委員の互選によるとされておりますが、委員の皆様どなたかご意見ございませんか。</p>
(板谷委員)	<p>現在、医師会長として活躍している、入江康文先生の経験と実績の豊富さを考えまして、彼を強く推薦したいと思います。</p>
(西山部長)	<p>ただいま、医師会長の入江康文委員を分科会長にとの声がありましたがいかがでしょうか。</p>
(委 員)	<p>[異 議 な し]</p>
(西山部長)	<p>ありがとうございます。ご賛同をいただきました。 分科会長として入江先生にお願いしたいと思います。 ここから先につきましては、分科会長に議事の進行をということで、入江会長さんには会長席の方へお移りいただき、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。 よろしくお願いたします。</p>
(入江会長)	<p>【 入江委員 委員席から分科会長席へ 】</p>
会長挨拶 (入江会長)	<p>ただいま、会長に就任させていただきました入江でございます。 今から26年前に医師会で広報委員という仕事を仰せつかり、一回目の仕事の時に林國春委員が担当理事だったんですけれども、その時に広報のありかたから厳しくご指導いただきまして、その大先輩を差し置いて会長をやらせていただきましてありがとうございます。 この会の会長は初めてでございますので、他の委員の皆様のご協力をいただき、円滑な会議運営に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
(入江会長)	<p>それでは早速議事を進めていきたいと思います。 議題の2番、「会長職務代行の選任について」でございますが、千葉市社会福祉審議会運営要綱</p>

第2条第4項の規定によりまして、職務代行は会長が指名することとなっておりますが、この会議の経験が大変豊富な、林先生に職務代行をお願いしたいと思っております。

委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員) [異議なし]

(入江会長) それでは、林職務代行さん、こちらの席へお移りいただき、ご挨拶をお願いしたいと思います。

(林 代行) 【 林 代行 委員席から職務代行席へ 】

職務代行挨拶
(林 代行) ご指名によりまして、職務代행을仰せつかりました、林でございます。よろしく申し上げます。皆様のご協力を賜りながら、会長を補佐し、円滑な運営に努めたいと思っております、よろしく申し上げます。

(入江会長) ありがとうございます。

続きまして、議題の3番、「身体障害者福祉法第15条第1項の指定医に関する審査基準（内規）の改正について」事務局から説明をお願いします。

議題3説明
事務局
(高 野) それでは、事務局担当高野の方からご説明させていただきます。

資料1の「身体障害者福祉法第15条第1項の指定医に関する審査基準（内規）の一部改正について」こちらの方をご覧ください。

こちらの内規なんですけど、平成4年4月1日に当千葉県社会福祉審議会身体障害者福祉専門科会の中で制定されているものになるんですけども、こちらの制定につきましては、国の定めるガイドラインも考慮にいれつつ、この会の中で制定していただいているものになります。

これにつきまして、平成22年4月1日に肝臓機能障害が追加になるということで、国の方から「身体障害者手帳にかかる交付手続きおよび医師の指定に関する取扱いについて」という通知がございました。

このなかで、以前より内規の根拠となっております、「身体障害者福祉法施行細則準則について」及び「身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について」がこの通知により廃止となりまして、この通知の別紙の中で、各障害種別ごとの診療科名が細かく示されました。

これに沿って、千葉市の審査基準につきましても、肝臓の追加も含め、改正の方を検討する必要があることになりまして、資料の6ページの方にこの国基準に沿って改正した、内規の案を示させていただきました。なお、改正した部分については、アンダーラインを入れさせていただいております。

こちらどかが改定になったかにつきましては、8ページに新旧対照表をつけさせていただいております。なお、この新旧対照表では変更のない部分は省略させていただいております。

今回変更となるものにつきましては、診療科名において、視覚障害において、小児眼科が追加になっております。

そして聴覚障害について、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科が追加になっております。

続きまして、平衡機能障害につきましても、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科が追加となっております。

次に音声・言語機能障害におきましては、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、気管食道外科ということで追加となっております。

続きまして、そしやく機能障害においても同じ改正内容なんですけど、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、気管食道外科が追加という改定となっております。

そして肢体不自由につきましては、今回特別な改正はございません。

つづきまして、心臓機能障害については、循環器内科、心臓内科、心臓外科、胸部外科が追加となっております。

続いて、じん臓機能障害におきましては、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、移植外科、小児泌尿器科が追加となっております。

続いて、呼吸器機能障害においては、呼吸器内科、気管食道内科、気管食道外科、胸部外科という形で追加となっております。

続いて、ぼうこう又は直腸機能障害につきましては、小児泌尿器科、消化器内科、消化器外科という形で追加となっております。

続いて、小腸機能障害においては、消化器内科、胃腸内科、消化器外科、腹部外科が追加となっております。

そして、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害ですが、呼吸器内科、血液内科、感染症内科が追加となっております。

そして最後に、肝臓機能障害に関係する診療科名につきまして、内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科が関連する診療科という形で追加となっております。

続きまして、指定科目の方なんですけど、こちらにつきましては、15条指定医が指定を受けられる障害区分について定めたものなんですけど、以前の内規では3障害区分までとされておまして、ただし、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を追加するときは4障害区分とされておりました。

こちらにつきましては、肝臓機能障害の追加に伴いまして、肝臓機能障害の先生を広く募集する意味合いもありまして、ヒト免疫不全ウイルスの場合と同じように特例的な扱いとさせていただきたいということで、次のような改定をさせていただいております。

まず、(1) についてですが、こちらは以前と同様に、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を含む場合は、4障害区分の範囲内で決定する。」というものを継続していくというものです。

次に、「(2) 聴覚障害及び平衡機能障害を合わせて診療する場合は、1障害区分とみなす。」という取扱いですが、こちらについては、内規では定めはありませんでしたが、今までもこのような申請をされた先生については、審査部会等の同意のもとに、このように取扱いを行っていた経緯がございまして、今回の改正にあわせて、改めて盛り込ませていただきました。

同じように、(3) につきましても、「音声・言語機能障害及びそしやく機能障害を合わせて診療する場合は、1障害区分とみなす。」というものも同様の取扱いでしたが、今回の改正にあわせて改めて明記させていただきました。

次に(4) が今回の肝臓機能障害を診療する場合の特例的な取扱いなんですけど、「肝臓機能障害を診療する場合で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を含む場合は、5障害区分の範囲内で決定し、その他の場合は、4障害区分の範囲内で決定する。」という形で改正を行うというものになります。

以上が事務局の方で作成しました改正案になります。こちらについてご審議をおねがいします。

(入江会長)

ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか、それでは私から2点お聞きしますが、本案は診療科目が追加となっている形ですが、削除された診療科目はないのですか。

事務局
(高野)

診療科目名が変わったものはありますが、削除されたものはございません。

(入江会長)

二点目は、事務局案は国の通知に沿ったものとのことですが、これと違う点はあるんですか。

事務局
(高野)

国の示すものが、資料の4にございますが、基本的にこれに沿って作成させていただいております。ただし、一部違う点がございます。こちらは以前からということになるんですが、肢体不自由につきまして、国の定めのない診療科、資料の4ページと6ページを比べていただければと思いますが、国の通知では、整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科となっております。この部分につきましては、6ページの千葉市の内規案の方でも盛り込ませていただいているんですが、それ以外で千葉市の内規におきましては、以前にこちらの分科会の方で制定させていただいた診療科として、呼吸器科、理学療法科、放射線科、そして呼吸器外科があり、こちらにつきましては国の通知には含まれていないですが、以前と同様に関連する科として残させていただいております。

(入江会長)

今のご説明でよろしいですね。

では他になければ、この事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

結構です。

(入江会長)

ありがとうございます。

それでは、議題の4、「平成21年度の身体障害者手帳の交付状況及び平成22年4月1日以降の肝臓機能障害の手帳交付状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局
(高野)

続きまして、また私の方から説明させていただきます。

資料2の方をご覧ください。

こちらは「平成21年度の身体障害者手帳の交付状況及び平成22年4月1日以降の肝臓機能障害の手帳交付状況について」になります。

まず1ページの表をご覧ください。

こちらは平成21年度の身体障害者手帳の所持者の表になりますが、こちらに沿って説明させていただきたいと思います。

こちらの表で、平成21年度に新規で手帳を取得された方というのが、表中Bの新規交付の件数になります。

障害種別ごと、18歳以上、以下に分けて集計させていただいておりますけれども、合計での交付件数はB欄の一番下でございます、1,877件を新規に交付させていただいております。

主な内訳としましては、視覚、聴覚、音声言語等の障害につきまして、合計で225件、そして肢体不自由におきまして988件、そして心臓、じん臓等の内部障害の合計につきまして664件となっております。半数以上が肢体不自由の手帳という形になっております。

次に新規交付以外での手帳交付についてですが、Cの欄にございますのが他市町村から千葉市に転入してきた手帳所持者の方の数で、こちらが合計で536件となります。

そしてD欄及びE欄になりますが、こちらは逆に千葉市外に転出された方や、お亡くなりになった方の数ということで、1,529件減少ということになっております。

なお、F、G、Hの欄については、紛失により手帳を再交付した方や、障害区分、年齢区分が変更になった等の、手帳の数に増減のない申請の件数になっております。

これらの申請によりまして、A欄の前年末の手帳所持者数が2,7853人いらっしゃったんですけれども、こちらから合計で884人増加となりまして、28,737人の方が身体障害者手帳を所持している状況になります。

なお、この表の右側に等級ごとの内訳を掲載させていただいております。

こちらにおいて全手帳所持者のうち、1級の手帳所持者の方が9,575人、2級所持の方が4,840人、1、2級の合計で14,415人になっておりまして、手帳所持者の半数以上の方が重度の障害をお持ちであるという状況になっております。

なお、この表においては複数の障害をお持ちの方は、より重度の障害の区分で集計をさせていただいております。

次に2ページ目の資料についてなんですけど、こちらは身体障害者手帳所持者数の推移になります。

各年度末での手帳所持者数がどの様な推移を示しているかということで、参考に過去5年間のデータで作成させていただきました。

この表においても示されているのですが、手帳所持者の方は年々増加している状況で、表の一番右手に5年間の年平均の増加数を集計させていただいておりますが、各障害合計で1,064人の方が増加になっているような状況です。

特に増加が多い障害については、やはり肢体不自由ということになっており、年平均570人増加という形です。

次に増加が多いのは心臓機能障害の方ということになっておりまして、特に1級の手帳の増加が顕著になっております。

これはペースメーカー埋め込みにより、1級の手帳を取得される方が多いということが原因と思われると思います。

以上が平成21年度の身体障害者手帳の交付状況になります。

続きまして、平成22年4月1日以降の肝臓機能障害の手帳交付状況について、ご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

こちらのページの上の表が、4月、5月、6月におきまして、肝臓機能障害の手帳を取得された方の数字となっております。

現時点では、手帳制度開始からそれほど日もたっていないこともございまして、千葉市内では、合計で20の方に発行させていただいたのみとなっております。

なお参考としまして、表の下の方に、肝臓機能障害についての簡単な説明をあげさせていただいておりますが、肝臓機能障害の方というのは、肝臓の機能が国の定める基準となった方や、肝臓の移植術を受けた方ということになります。

細かい認定基準につきましては、この次の4ページ、5ページに参考としてつけさせていただいておりますが、こちらにつきましては、申し訳ありませんが本日は省略させていただきます。

なお、肝臓機能障害の診断書を書ける指定医の先生が、千葉市内において千葉大医学部付属病院をはじめ、市内18医療機関に42名の先生がいらっしゃいまして、その先生方が肝臓機能障害の

診断書が書けるということになります。

また参考にも他の障害も含めた、手帳の所持者数の表を6ページに付けさせていただいております。

この表のBの新規交付の欄を見ていただきますと、内部機能障害の合計が239件交付となっておりますが、その内、肝臓機能障害が20件ということで、割合としては8.4%ほどということで、他の障害に比べてもまだそれほど申請がない状況となっております。

こちらについての説明は以上になります。

(入江会長) ただいまの説明について、なにかご質問はございませんか。

(林職務代行) 手帳所持の方の人口比率というのは出ているのでしょうか。
千葉市は他の市と比べて障害者の割合はどうですか。

事務局 (高野) 千葉市においては、3障害合計で約25人に1人の方が手帳所持者である状況ではあるのですが、申し訳ございませんが、今手元に各市の平均的な手帳所持者の割合のデータはございません。

(林職務代行) 大体の傾向でかまわないのですが、何かありませんか。

事務局 (西山部長) 私の方からご説明いたします。
身体障害者手帳は、ある一定の年齢を超えてから取得される方が多い傾向がはっきりしておりまして、身体障害者手帳を持っている方の平均年齢は67歳ほどという形になっております。
ここから考えますと、高齢化率の高い市町村ほど手帳所持者が多い形になると考えておりまして、千葉市はまだ全国平均と比べますと高齢化率は低い状況でありまして、他市に比べますと手帳所持者は少ない傾向であるという風に考えております。

(林職務代行) ありがとうございます。

(入江会長) 他にございますか。
無いようであれば、また私から一つ教えて欲しいんですが、議題3の内規改定で、肝臓機能障害の指定医基準を追加したものが承認されて、この基準はこれから適用になるという理解でよろしいのですか。

事務局 (田口係長) はい。
本日、分科会終了後、審査部会が開催されます。
こちらで今回了承いただいた内規により審査を行っていただくことになります。

(入江会長) そうすると、今の説明の中で、肝臓機能障害の手帳が20件交付されていることになっていましたが、15条の指定医はこの前に決まっていたことになるんですか。

事務局 (高野) そちらにつきましては、前回の審査部会におきまして、その時点ではまだ国の基準が正式に通知されていない時期だったんですけれども、国の案が示されておりまして、その案を元に15条指定医の審査を行っていただきまして、先生方の指定を行わせていただいております。

(入江会長) この基準からいうと、肝臓機能障害の対象になる方は、かなり重症の方ということになります。そんなには対象となる方はいないのかもしれませんが、肝臓の疾患というのは、割りとポピュラーなもので、各病院でもおそらく、指定医をとっておかなくてはいけないドクターが増えそうなので、今日定めた内規の審査基準や、肝臓機能障害の認定基準を、指定を受けたい医師への広報するようにお願いします。

事務局 (高野) 広報につきましては、肝臓機能障害が新たに追加になる際に、肝臓のインターフェロン治療を行っている医療機関に、個別に通知を差し上げた形になっておりまして、併せて医師会さんの方にも肝臓機能障害が追加になるということで、通知の方を差し上げた経緯があるんですけども、今回指定医の審査基準等が確定的になりますので、改めて医師会さんであるとか、インターフェロン治療を行っている医療機関さん等を中心に、周知方について考えていきたいと思っております。

(入江会長) 今お話の、肝硬変等の治療を行っている医療機関は、かなりの数いらっしゃると思いますので、もれのないようにお願いします。

(入江会長) 他にございますか。無いようであれば、最後の議題の5「平成21年度の主たる市単独事業による身体障害者福祉施策の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局 (高野) では続きまして、資料の3の方をご覧ください。
こちらは平成21年度に市の方で行いました、国の補助金等によらない市の単独事業の主なものの実施状況になります。
まず一点目が、心身障害者福祉手当というものになります。
こちらは重度の障害者の方に、手当という形で一定の金額を支給することで、障害者福祉の増進を図るというものです。
対象となるのが、身体障害者手帳1級をお持ちの方、もしくは手帳の2級をお持ちで6ヶ月以上寝たきりでいらっしゃる方です。
なお、今回、身体障害者の専門分科会ということで、以下、知的および精神の障害の方の条件等については省略させていただきます。
この条件に該当する20歳以上の方が、手当の対象者になるということになります。
ただし、こちらを受けるにあたりましては制限がございまして、施設に入所されている方や、3ヶ月を超える入院をしている方は、こちらの手当は対象外という形になります。
そして、併給の制限というものがございまして、この市の手当の他に、国の方で、特別障害者手当や、国福祉手当というものがございまして、こちらの方をすでに受けている方については対象外というような形になります。
実際の手当の支給については、年に2回に分けて支給させていただいておりまして、通常の対象者の方は、月に7,000円、受給対象となる障害が複数ある方は重複障害者という形となり、月に10,500円を支給しております。
実際に市から交付したのは、平成21年度につきまして、7億4,673万8千円ということになりまして、平成20年度が7億4,153万1千円ということですので、やはり増加している状況になります。
そして延助成人数なんですけど、91,027人という形になります。こちら前年度は、86,01

1人ということになります。

以下同様に、資料3により、身体障害者の福祉施策の実施状況について、制度内容、支給金額、支給件数等を報告。

(入江会長) ただ今の議題5の説明につきまして、ご発言ございますでしょうか。

(委員) 発言なし

(入江会長) よろしゅうございますでしょうか。
それでは私に与えられた議題をすべて終了しましたので、当分科会を終了といたします。
それでは事務局にお返しします。

閉会
(大塚主幹) ご審議ありがとうございました。
これもちまして、分科会は終了となります。
次回につきましては、ご審議いただく案件ができましたら、改めて事務局の方から連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。
なお、引き続き審査部会を開催いたします。
お疲れのところ誠に恐縮でございますが、審査部会委員を兼任している方々におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。